

第 5 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 70 号議案	令和5年度敦賀市一般会計補正予算（第6号）	1
第 71 号議案	令和5年度敦賀市国民健康保険（事業勘定の部及び施設勘定の部）特別会計補正予算（第1号）	105
第 72 号議案	令和5年度敦賀市介護保険特別会計補正予算（第2号）	145
第 73 号議案	令和5年度敦賀市産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	171
第 74 号議案	令和5年度敦賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	189
第 75 号議案	令和5年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第2号）	207
第 76 号議案	令和5年度敦賀市水道事業会計補正予算（第2号）	217
第 77 号議案	令和5年度敦賀市下水道事業会計補正予算（第2号）	231
第 78 号議案	職員の給与に関する条例等の一部改正の件	1
第 79 号議案	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正の件	27
第 80 号議案	敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件	31
第 81 号議案	敦賀市印鑑条例の一部改正の件	45

議案番号	事 案 名	頁
第 82 号議案	敦賀市手数料徴収条例の一部改正の件	49
第 83 号議案	敦賀市環境保全条例の一部改正の件	53
第 84 号議案	敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件	55
第 85 号議案	敦賀市公設地方卸売市場条例の一部改正の件	59
第 86 号議案	敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例の一部改正の件	61
第 87 号議案	敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件	63
第 88 号議案	指定管理者の指定の件	65
第 89 号議案	市道路線の廃止の件	67
第 90 号議案	市道路線の認定の件	71
第 91 号議案	新たに生じた土地の確認の件	75
第 92 号議案	字の区域の変更の件	77
第 93 号議案	新たに生じた土地の確認の件	79

議案番号	事 案 名	頁
第 94 号議案	字の区域の変更の件	81
第 95 号議案	公有水面埋立てについての意見の件	83
第 96 号議案	公有水面埋立てについての意見の件	87
第 97 号議案	敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（土木） 請負契約変更の件	91
第 98 号議案	敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（埋立処分棟建築） 請負契約変更の件	93
第 99 号議案	敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水 処理施設）請負契約変更の件	95

第 78 号 議 案

職員の給与に関する条例等の一部改正の件

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年敦賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合においては100分の125」を加え、同条第3項中「100分の67.5」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」」を加える。

第20条の4第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の100」の次に「、12月に支給する場合においては100分の105」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の47.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の50」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				

	112		301,600	350,500					
	113		301,800	351,000					
	114		302,000						
	115		302,300						
	116		302,700						
	117		302,900						
	118		303,100						
	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
	19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000
	20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
	21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
	22	335,000	403,900	453,300	517,700	
	23	338,400	405,500	455,600	519,500	
	24	341,700	407,100	457,800	521,300	
	25	345,000	408,800	459,800	522,900	
	26	347,500	411,000	462,100	524,700	
	27	350,000	413,100	464,300	526,500	
	28	352,300	415,100	466,600	528,300	
	29	354,400	417,200	468,700	529,900	
	30	356,100	419,300	470,900	531,700	
	31	357,800	420,900	473,200	533,500	
	32	359,600	422,600	475,300	535,300	
	33	361,500	424,500	477,100	536,900	
	34	363,700	426,000	479,200	538,700	
	35	365,800	427,800	481,300	540,400	
	36	367,800	429,600	483,300	542,100	
	37	369,700	431,500	485,400	543,700	
	38	371,900	433,500	487,100	545,300	
	39	374,000	435,300	488,900	546,700	
	40	376,000	437,200	490,700	548,300	
	41	378,000	439,000	492,300	549,800	
	42	378,700	440,700	494,100	551,200	
	43	379,300	442,400	495,900	552,600	
	44	380,000	444,200	497,500	553,900	
	45	380,900	446,000	498,900	555,100	
	46	382,200	447,800	500,600	556,100	
	47	383,500	449,500	502,400	557,100	
	48	384,800	451,200	504,100	558,100	
	49	385,600	452,800	505,600	559,100	
	50	386,400	454,500	506,900	560,000	
	51	387,200	456,200	508,200	560,900	
	52	387,700	457,900	509,500	561,800	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	388,500	459,800	510,500	562,600	
	54	389,300	461,000	511,800	563,500	
	55	390,000	462,200	513,100	564,400	
	56	390,700	463,400	514,400	565,300	
	57	391,400	464,400	515,400	566,200	
	58	392,300	465,400	516,200	567,100	
	59	393,000	466,300	517,000	568,000	
	60	393,600	467,100	517,800	568,700	
	61	394,100	467,900	518,700	569,600	
	62	394,600	468,600	519,500	570,500	
	63	395,000	469,300	520,400	571,400	
	64	395,400	469,900	521,200	572,300	
	65	395,700	470,600	522,100	573,200	
	66		471,300	523,000		
	67		471,900	523,700		
	68		472,500	524,600		
	69		472,800	525,500		
	70		473,400	526,300		
	71		474,100	527,200		
	72		474,800	528,100		
	73		475,200	528,900		
	74		475,800	529,800		
	75		476,500	530,700		
	76		477,200	531,400		
	77		477,600	532,200		
	78		478,200	533,100		
	79		478,800	534,000		
	80		479,300	534,900		
	81		479,900	535,700		
82		480,400	536,600			
83		480,900	537,500			
84		481,400	538,400			
85		481,800	539,200			
86		482,400	540,100			
87		482,800	541,000			
88		483,300	541,900			
89		483,800	542,700			
90		484,400				
91		485,000				
92		485,400				
93		485,900				
94		486,500				
95		487,100				
96		487,600				
97		488,100				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、健康センター等に勤務する医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000	440,300
	41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400	444,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100	
	62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900		
	67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600		
	68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200		
	69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600		
	70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100		
	71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600		
	72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100		
	73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700		
	74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200		
	75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800		
	76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400		
	77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900		
	78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400		
	79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900		
	80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400		
	81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700		
	82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200		
	83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600		
	84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000		
	85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400		
	86		290,700	326,500	347,300			
	87		290,900	326,700	347,600			
	88		291,100	327,000	347,900			
	89		291,500	327,400	348,300			
	90		291,700	327,800	348,600			
	91		291,900	328,200	349,000			
	92		292,100	328,600	349,300			
	93		292,500	328,900	349,700			
	94		292,700	329,100	350,000			
	95		292,900	329,500	350,300			
	96		293,200	329,800	350,600			
	97		293,500	330,000	350,900			
	98		293,700	330,300	351,300			
	99		293,900	330,600	351,700			
	100		294,200	330,900	352,100			
	101		294,500	331,100	352,600			
	102		294,700	331,400	353,000			
	103		294,900	331,800	353,400			
	104		295,200	332,000	353,800			
	105		295,500	332,200	354,300			
106			332,400					
107			332,800					
108			333,000					
109			333,200					
110			333,600					
111			334,000					

	112			334,400				
	113			334,600				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200	

備考 この表は、健康センター等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000
	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	283,800	316,500	349,400	367,500		
95	284,700	317,200	350,100	367,900		
96	285,600	317,800	350,700	368,200		
97	286,200	318,300	351,100	368,800		
98	286,800	318,600	351,500	369,300		
99	287,400	319,200	352,000	369,800		
100	288,300	319,800	352,400	370,300		
101	289,100	320,200	352,900	370,900		
102	289,900	320,800	353,300	371,400		
103	290,700	321,400	353,800	371,900		
104	291,500	321,900	354,200	372,300		
105	292,100	322,300	354,500	372,900		
106	292,600	322,800	355,000	373,400		
107	293,100	323,300	355,400	373,900		
108	293,500	323,800	355,700	374,400		
109	293,700	324,200	356,200	375,000		
110	294,000	324,600	356,700	375,400		
111	294,200	324,900	357,200	375,900		

112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		
141	303,100	334,200		
142	303,500	334,600		
143	303,900	334,900		
144	304,200	335,300		
145	304,400	335,600		
146	304,600	336,000		
147	304,900	336,400		
148	305,300	336,800		
149	305,500	337,100		
150	305,700	337,500		
151	306,000	337,900		
152	306,300	338,300		
153	306,700	338,600		
154	306,900			
155	307,100			
156	307,400			
157	307,700			
158	308,000			
159	308,300			
160	308,600			
161	309,000			
162	309,300			
163	309,600			
164	309,900			
165	310,300			
166	310,600			
167	310,900			
168	311,200			
169	311,600			

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円	円
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、健康センター等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「、地域手当、住居手当」を削り、「単身赴任手当」の次に「、地域手当、住居手当、在宅勤務等手当」を加え、「日直手当、宿直手当」を「宿日直手当」に改める。

第12条第2項第2号中「育児短時間勤務職員等」を「第12条の5第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等」に、「のうち、」を「（」に、「規則で定める職員」を「規則で定める職員に限る。）」に改める。

第12条の4の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第12条の5 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、」を削り、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第20条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

（敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年敦賀市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の165」との次に「、100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、」を削り、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

（敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年敦賀市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

会計年度任用職員給料表

職種の区分	職務の級	1 級	2 級
	号給	給料月額	給料月額
一般事務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。以下同じ。）、 保育士、児童クラブ指導員		円	円
	1	162,100	208,000
	2	163,200	209,700
	3	164,400	211,400
	4	165,500	212,900
	5	166,600	214,400
	6	167,700	216,200
	7	168,800	217,900
	8	169,900	219,600
	9	170,900	221,100
	10	172,300	222,600
	11	173,600	224,100
	12	174,900	225,600
	13	176,100	226,800
	14	177,600	228,200
	15	179,100	229,600
	16	180,700	231,000
	17	181,800	232,400
	18	183,200	234,000
	19	184,600	235,500
	20	186,000	236,900
	21	187,300	238,100
	22	189,600	239,700
	23	191,800	241,200
	24	194,000	242,600
	25	196,200	243,600
	26	197,900	245,100
	27	199,400	246,400
	28	200,900	247,600
	29	202,400	248,700
	30	203,800	249,700
	31	205,200	250,600
	32	206,600	251,500
	33	208,000	252,400
	34	209,300	253,300
	35	210,600	254,100
	36	211,900	254,900
	37	213,200	255,600
	38	214,400	256,700
	39	215,600	257,900
	40	216,700	259,000
	41	217,800	260,200
	42	218,900	261,400
	43	219,900	262,500
	44	220,900	263,600
	45		264,700
	46		265,800
	47		266,900
	48		267,900
	49		268,900
	50		269,900
	51		270,900
52		271,800	

	53		272,700
	54		273,600
	55		274,500
	56		275,400
	57		276,300
	58		277,200
	59		278,100
	60		279,000
	61		280,000
	62		281,000
	63		281,900
	64		282,800
	65		283,300
	66		284,000
	67		284,700
	68		285,600
	69		286,600
	70		287,400
	71		288,200
	72		289,000
	73		289,700
	74		290,200
	75		290,600
	76		291,000
	77		291,200
	78		291,500
調理員、用務員、施設管理員、自動車運転手その他これらに準ずる業務に従事する職務	1	147,100	200,200
	2	148,100	201,200
	3	149,100	202,200
	4	150,100	203,000
	5	151,200	203,700
	6	152,300	205,200
	7	153,400	206,500
	8	154,400	207,600
	9	155,300	208,900
	10	156,400	209,600
	11	157,500	210,400
	12	158,600	211,100
	13	159,500	212,200
	14	160,600	213,100
	15	161,800	214,000
	16	162,900	214,800
	17	164,000	215,700
	18	165,400	216,700
	19	166,700	217,600
	20	167,900	218,500
	21	169,000	219,200
	22	170,200	220,000
	23		220,800
	24		221,400
	25		222,100
	26		222,600
	27		223,000
	28		223,500
	29		224,100
	30		225,100
	31		226,000
	32		226,600
	33		227,100

34	228,100
35	229,100
36	230,100
37	230,600
38	231,700
39	232,800
40	233,800
41	234,500
42	235,500
43	236,400
44	237,200
45	238,000
46	238,800
47	239,500
48	240,100
49	240,700
50	241,600
51	242,500
52	243,300
53	244,200
54	245,100
55	245,700
56	246,400
57	247,200
58	247,900
59	248,600
60	249,200
61	249,800
62	250,600
63	251,400
64	252,000
65	252,600
66	253,100
67	253,500
68	253,900
69	254,600
70	255,100
71	255,500
72	255,800
73	256,000
74	256,300
75	256,700
76	257,100
77	257,400
78	257,800
79	258,200
80	258,600
81	258,900
82	259,200
83	259,500
84	259,700
85	259,900
86	260,100
87	260,400
88	260,700
89	260,900
90	261,100
91	261,400
92	261,600

	93		261,900
	94		262,200
	95		262,500
	96		262,700
	97		262,900
	98		263,200
	99		263,400
	100		263,700
	101		264,000
	102		264,200
	103		264,500
	104		264,800
	105		265,000
	106		265,200
	107		265,500
	108		265,700
	109		266,000
	110		266,300
	111		266,600
	112		266,800
	113		267,000
	114		267,300
	115		267,500
	116		267,700
	117		268,000
	118		268,300
	119		268,600
	120		268,900
	121		269,100
	122		269,300
	123		269,600
	124		269,900
	125		270,100
	126		270,300
	127		270,600
	128		270,900
	129		271,100
	130		271,300
	131		271,600
	132		271,900
	133		272,100
	134		272,300
	135		272,600
	136		272,900
	137		273,100
栄養士、歯科 衛生士 その他医療技 術職	1	167,200	202,800
	2	168,600	204,400
	3	170,000	205,900
	4	171,400	207,300
	5	172,700	208,800
	6	174,500	210,000
	7	176,200	211,200
	8	177,800	212,400
	9	179,400	213,800
	10	181,100	215,300
	11	182,700	216,800
	12	184,600	218,300
	13	186,000	219,700
	14	187,800	221,200

	15	189,800	222,700
	16	191,600	224,200
	17	193,500	225,500
	18		226,800
	19		228,200
	20		229,500
	21		230,600
	22		231,700
	23		232,800
	24		233,900
	25		235,000
	26		236,200
	27		237,400
	28		238,500
	29		239,500
	30		240,800
	31		242,200
	32		243,400
	33		244,400
	34		245,700
	35		246,600
	36		247,800
	37		249,000
	38		250,100
	39		251,100
	40		252,100
	41		253,000
	42		253,800
	43		254,600
	44		255,400
	45		256,200
	46		257,400
	47		258,600
	48		259,700
	49		261,000
	50		262,300
	51		263,400
	52		264,400
	53		265,400
	54		266,500
	55		267,600
	56		268,700
	57		269,400
	58		270,500
	59		271,600
	60		272,500
	61		273,300
	62		274,300
	63		275,200
	64		276,100
	65		276,900
	66		277,900
	67		278,800
	68		279,700
	69		280,600
	70		281,600
	71		282,700
	72		283,700
	73		284,300

	74		284,800	
	75		285,300	
	76		286,100	
	77		286,900	
	78		287,500	
	79		288,100	
	80		288,600	
	81		289,100	
	82		289,600	
	83		290,000	
	84		290,300	
	85		290,500	
	86		290,700	
	87		290,900	
	88		291,100	
	89		291,500	
准看護師、看護師、保健師	1	183,500	211,000	
	2	184,900	212,900	
	3	186,400	214,900	
	4	187,800	216,800	
	5	189,300	218,800	
	6	190,800	220,600	
	7	192,300	222,400	
	8	193,800	224,100	
	9	195,000	225,800	
	10	196,700	227,200	
	11	198,300	228,500	
	12	199,800	229,400	
	13	201,200	230,800	
	14	203,200	231,800	
	15	205,300	232,800	
	16	207,300	233,700	
	17	209,300	234,800	
		18		236,200
		19		237,600
		20		238,700
		21		239,800
		22		241,400
		23		243,100
		24		244,500
		25		245,700
		26		247,000
		27		248,400
		28		249,700
		29		251,100
		30		252,100
		31		252,900
		32		253,600
		33		254,400
		34		255,300
		35		256,200
	36		256,900	
	37		257,600	
	38		258,500	
	39		259,400	
	40		260,300	
	41		260,700	
	42		261,500	
	43		262,300	

	44		263,000
	45		263,700
	46		264,400
	47		265,100
	48		265,800
	49		266,500
	50		267,300
	51		268,000
	52		268,900
	53		269,800
	54		270,900
	55		272,000
	56		273,200
	57		274,400
	58		275,800
	59		277,100
	60		278,400
	61		279,600
	62		280,800
	63		281,900
	64		283,000
	65		284,000
	66		285,200
	67		286,400
	68		287,400
	69		288,400
	70		289,800
	71		291,100
	72		292,300
	73		293,300

第6条 敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第8条の2 給与条例第12条の5の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の敦賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会任給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会任給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与又は改正後の会任給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

人事院勧告等に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 79 号 議 案

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部
改正の件

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年敦賀市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の165」と」の次に「、「100分の125」とあるのは、「100分の175」と」を加える。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「「100分の120」とあるのは、「100分の165」と、」を削り、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正)

第3条 市長等の給料その他の給与に関する条例(昭和32年敦賀市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「100分の165」と」の次に「、「100分の125」とあるのは、「100分の175」と」を加える。

第4条 市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「「100分の120」とあるのは、「100分の165」と、」を削り、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(教育長の給料及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 教育長の給料及び旅費に関する条例(昭和31年敦賀市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「100分の165」と」の次に「、「100分の125」とあるのは、「100分の175」と」を加える。

第6条 教育長の給料及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「「100分の120」とあるのは、「100分の165」と、」を削り、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成28年敦賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「100分の165」と」の次に「、「100分の125」とあるのは、「100分の175」と」を加える。

第8条 敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「「100分の120」とあるのは、「100分の165」と、」を削り、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の教育長の給料及び旅費に関する条例の規定及び第7条の規定による改正後の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例、第5条の規定による改正後の教育長の給料及び旅費に関する条例又は第7条の規定による改正後の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第3条の規定による改正前の市長等の給料その他の給与に関する条例、第5条の規

定による改正前の教育長の給料及び旅費に関する条例又は第7条の規定による改正前の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、改正後の市長等の給料その他の給与に関する条例、改正後の教育長の給料及び旅費に関する条例又は改正後の敦賀市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定による給与等の内払とみなす。

提案理由

一般職の給与改定に準じ、議会の議員等の期末手当の額の改定を行いたいので、この案を提出する。

第 80 号 議 案

敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正の件

敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

敦賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年敦賀市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当及び特殊勤務手当」を「期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当」に、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第1項中「第20条の3」を「第20条の4」に改める。

第20条の見出し中「期末手当」を「期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第1項中「第20条の3」を「第20条の4」に改め、「合計額」の次に「とあり、及び同条例第20条の4第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」」を加える。

別表第1を次のように改める。

会計年度任用職員給料表

職種の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
一般事務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。以下同じ。） 保育士、児童クラブ指導員		円	円
	1	162,100	208,000
	2	163,200	209,700
	3	164,400	211,400
	4	165,500	212,900
	5	166,600	214,400
	6	167,700	216,200
	7	168,800	217,900
	8	169,900	219,600
	9	170,900	221,100
	10	172,300	222,600
	11	173,600	224,100
	12	174,900	225,600
	13	176,100	226,800
	14	177,600	228,200
	15	179,100	229,600
	16	180,700	231,000
	17	181,800	232,400
	18	183,200	234,000
	19	184,600	235,500
	20	186,000	236,900
	21	187,300	238,100
	22	189,600	239,700
	23	191,800	241,200
	24	194,000	242,600
	25	196,200	243,600
	26	197,900	245,100
	27	199,400	246,400
	28	200,900	247,600
	29	202,400	248,700
	30	203,800	249,700
	31	205,200	250,600
	32	206,600	251,500
	33	208,000	252,400
	34	209,300	253,300
	35	210,600	254,100
	36	211,900	254,900
	37	213,200	255,600
	38	214,400	256,700
	39	215,600	257,900
	40	216,700	259,000
	41	217,800	260,200
	42	218,900	261,400
	43	219,900	262,500
	44	220,900	263,600
	45	221,800	264,700
	46	222,700	265,800
	47	223,600	266,900
	48	224,500	267,900
	49	225,400	268,900
	50	226,300	269,900
	51	227,200	270,900
52	228,100	271,800	

53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000
62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200
82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300

	112		301,600
	113		301,800
	114		302,000
	115		302,300
	116		302,700
	117		302,900
	118		303,100
	119		303,400
	120		303,700
	121		304,100
	122		304,300
	123		304,600
	124		304,900
	125		305,200
調理員、用務員、施設管理員、自動車運転手その他これらに準ずる業務に従事する職務	1	147,100	200,200
	2	148,100	201,200
	3	149,100	202,200
	4	150,100	203,000
	5	151,200	203,700
	6	152,300	205,200
	7	153,400	206,500
	8	154,400	207,600
	9	155,300	208,900
	10	156,400	209,600
	11	157,500	210,400
	12	158,600	211,100
	13	159,500	212,200
	14	160,600	213,100
	15	161,800	214,000
	16	162,900	214,800
	17	164,000	215,700
	18	165,400	216,700
	19	166,700	217,600
	20	167,900	218,500
	21	169,000	219,200
	22	170,200	220,000
	23	171,400	220,800
	24	172,600	221,400
	25	173,700	222,100
	26	175,200	222,600
	27	176,700	223,000
	28	178,200	223,500
	29	179,600	224,100
	30	181,000	225,100
	31	182,500	226,000
	32	184,000	226,600
	33	185,400	227,100
	34	187,100	228,100
	35	188,800	229,100
	36	190,500	230,100
	37	192,200	230,600
	38	193,300	231,700
	39	194,700	232,800
	40	195,800	233,800
	41	196,800	234,500
	42	198,200	235,500
	43	199,400	236,400
	44	200,600	237,200
	45	202,100	238,000

46	203, 100	238, 800
47	204, 000	239, 500
48	205, 100	240, 100
49	206, 200	240, 700
50	207, 200	241, 600
51	208, 100	242, 500
52	209, 100	243, 300
53	210, 200	244, 200
54	211, 200	245, 100
55	212, 100	245, 700
56	213, 000	246, 400
57	213, 900	247, 200
58	214, 500	247, 900
59	215, 200	248, 600
60	216, 000	249, 200
61	216, 800	249, 800
62	217, 300	250, 600
63	217, 800	251, 400
64	218, 300	252, 000
65	218, 800	252, 600
66	219, 400	253, 100
67	220, 000	253, 500
68	220, 500	253, 900
69	220, 800	254, 600
70	221, 100	255, 100
71	221, 400	255, 500
72	221, 700	255, 800
73	221, 900	256, 000
74	222, 300	256, 300
75	222, 600	256, 700
76	223, 000	257, 100
77	223, 200	257, 400
78	223, 700	257, 800
79	224, 000	258, 200
80	224, 300	258, 600
81	224, 600	258, 900
82	224, 900	259, 200
83	225, 200	259, 500
84	225, 500	259, 700
85	225, 800	259, 900
86	226, 100	260, 100
87	226, 400	260, 400
88	226, 700	260, 700
89	227, 000	260, 900
90	227, 400	261, 100
91	227, 700	261, 400
92	228, 000	261, 600
93	228, 200	261, 900
94	228, 500	262, 200
95	228, 800	262, 500
96	229, 100	262, 700
97	229, 300	262, 900
98	229, 600	263, 200
99	229, 800	263, 400
100	230, 100	263, 700
101	230, 400	264, 000
102	230, 600	264, 200
103	230, 900	264, 500
104	231, 200	264, 800

	105	231,500	265,000
	106	232,000	265,200
	107	232,300	265,500
	108	232,600	265,700
	109	232,800	266,000
	110	233,200	266,300
	111	233,600	266,600
	112	233,900	266,800
	113	234,100	267,000
	114	234,600	267,300
	115	235,100	267,500
	116	235,600	267,700
	117	235,900	268,000
	118	236,300	268,300
	119	236,700	268,600
	120	237,000	268,900
	121	237,400	269,100
	122		269,300
	123		269,600
	124		269,900
	125		270,100
	126		270,300
	127		270,600
	128		270,900
	129		271,100
	130		271,300
	131		271,600
	132		271,900
	133		272,100
	134		272,300
	135		272,600
	136		272,900
	137		273,100
栄養士、歯科 衛生士 その他医療技 術職	1	167,200	202,800
	2	168,600	204,400
	3	170,000	205,900
	4	171,400	207,300
	5	172,700	208,800
	6	174,500	210,000
	7	176,200	211,200
	8	177,800	212,400
	9	179,400	213,800
	10	181,100	215,300
	11	182,700	216,800
	12	184,600	218,300
	13	186,000	219,700
	14	187,800	221,200
	15	189,800	222,700
	16	191,600	224,200
	17	193,500	225,500
	18	194,700	226,800
	19	196,200	228,200
	20	197,600	229,500
	21	198,800	230,600
	22	200,300	231,700
	23	201,700	232,800
	24	203,000	233,900
	25	204,600	235,000
	26	205,600	236,200

27	206,700	237,400
28	207,800	238,500
29	209,000	239,500
30	210,100	240,800
31	211,200	242,200
32	212,300	243,400
33	213,700	244,400
34	215,000	245,700
35	216,300	246,600
36	217,500	247,800
37	218,500	249,000
38	219,500	250,100
39	220,500	251,100
40	221,500	252,100
41	222,400	253,000
42	223,200	253,800
43	224,000	254,600
44	224,900	255,400
45	225,800	256,200
46	226,700	257,400
47	227,600	258,600
48	228,500	259,700
49	229,200	261,000
50	230,100	262,300
51	231,000	263,400
52	231,800	264,400
53	232,100	265,400
54	232,900	266,500
55	233,500	267,600
56	234,200	268,700
57	234,800	269,400
58	235,400	270,500
59	235,900	271,600
60	236,400	272,500
61	237,000	273,300
62	237,500	274,300
63	238,000	275,200
64	238,600	276,100
65	239,100	276,900
66	239,600	277,900
67	240,200	278,800
68	240,700	279,700
69	241,200	280,600
70	241,700	281,600
71	242,100	282,700
72	242,600	283,700
73	243,100	284,300
74	243,600	284,800
75	244,100	285,300
76	244,600	286,100
77	244,900	286,900
78	245,200	287,500
79	245,500	288,100
80	245,700	288,600
81	245,900	289,100
82	246,200	289,600
83	246,500	290,000
84	246,700	290,300
85	246,900	290,500

	86		290,700
	87		290,900
	88		291,100
	89		291,500
	90		291,700
	91		291,900
	92		292,100
	93		292,500
	94		292,700
	95		292,900
	96		293,200
	97		293,500
	98		293,700
	99		293,900
	100		294,200
	101		294,500
	102		294,700
	103		294,900
	104		295,200
	105		295,500
准看護師、看護師、保健師	1	183,500	211,000
	2	184,900	212,900
	3	186,400	214,900
	4	187,800	216,800
	5	189,300	218,800
	6	190,800	220,600
	7	192,300	222,400
	8	193,800	224,100
	9	195,000	225,800
	10	196,700	227,200
	11	198,300	228,500
	12	199,800	229,400
	13	201,200	230,800
	14	203,200	231,800
	15	205,300	232,800
	16	207,300	233,700
	17	209,300	234,800
	18	211,300	236,200
	19	213,400	237,600
	20	215,400	238,700
	21	217,300	239,800
	22	219,000	241,400
	23	220,700	243,100
	24	222,400	244,500
	25	223,700	245,700
	26	225,000	247,000
	27	226,100	248,400
	28	227,100	249,700
	29	228,200	251,100
	30	229,000	252,100
	31	229,800	252,900
	32	230,500	253,600
	33	231,600	254,400
	34	232,800	255,300
	35	233,900	256,200
	36	234,900	256,900
	37	235,900	257,600
	38	237,200	258,500
	39	238,500	259,400

40	239,700	260,300
41	240,500	260,700
42	241,500	261,500
43	242,500	262,300
44	243,500	263,000
45	244,500	263,700
46	245,500	264,400
47	246,400	265,100
48	247,200	265,800
49	248,000	266,500
50	248,900	267,300
51	249,800	268,000
52	250,600	268,900
53	251,200	269,800
54	252,100	270,900
55	253,000	272,000
56	253,800	273,200
57	254,500	274,400
58	255,400	275,800
59	256,000	277,100
60	256,800	278,400
61	257,500	279,600
62	258,200	280,800
63	258,900	281,900
64	259,600	283,000
65	260,200	284,000
66	260,900	285,200
67	261,500	286,400
68	262,100	287,400
69	262,700	288,400
70	263,300	289,800
71	264,100	291,100
72	264,900	292,300
73	266,100	293,300
74	267,200	294,600
75	268,200	295,800
76	269,200	297,000
77	270,100	298,300
78	271,000	299,500
79	271,900	300,700
80	272,800	301,900
81	273,600	302,400
82	274,500	303,600
83	275,400	304,700
84	276,000	305,800
85	276,700	306,900
86	277,400	308,100
87	278,100	309,300
88	278,800	310,400
89	279,600	311,500
90	280,400	312,700
91	281,200	313,900
92	282,000	315,000
93	282,800	315,800
94	283,800	316,500
95	284,700	317,200
96	285,600	317,800
97	286,200	318,300
98	286,800	318,600

99	287, 400	319, 200
100	288, 300	319, 800
101	289, 100	320, 200
102	289, 900	320, 800
103	290, 700	321, 400
104	291, 500	321, 900
105	292, 100	322, 300
106	292, 600	322, 800
107	293, 100	323, 300
108	293, 500	323, 800
109	293, 700	324, 200
110	294, 000	324, 600
111	294, 200	324, 900
112	294, 500	325, 200
113	294, 800	325, 500
114	295, 000	325, 900
115	295, 300	326, 300
116	295, 500	326, 600
117	295, 800	326, 800
118	296, 100	327, 100
119	296, 400	327, 500
120	296, 700	327, 700
121	297, 000	327, 900
122	297, 400	328, 200
123	297, 700	328, 500
124	298, 100	328, 800
125	298, 300	329, 000
126	298, 500	329, 300
127	298, 800	329, 700
128	299, 200	329, 900
129	299, 400	330, 100
130	299, 700	330, 300
131	300, 100	330, 700
132	300, 500	330, 900
133	300, 700	331, 200
134	301, 000	331, 600
135	301, 400	332, 000
136	301, 700	332, 400
137	301, 900	332, 700
138	302, 200	333, 100
139	302, 600	333, 500
140	302, 900	333, 900
141	303, 100	334, 200
142	303, 500	334, 600
143	303, 900	334, 900
144	304, 200	335, 300
145	304, 400	335, 600
146	304, 600	336, 000
147	304, 900	336, 400
148	305, 300	336, 800
149	305, 500	337, 100
150	305, 700	337, 500
151	306, 000	337, 900
152	306, 300	338, 300
153	306, 700	338, 600
154	306, 900	
155	307, 100	
156	307, 400	
157	307, 700	

	158	308,000
	159	308,300
	160	308,600
	161	309,000
	162	309,300
	163	309,600
	164	309,900
	165	310,300
	166	310,600
	167	310,900
	168	311,200
	169	311,600

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給に関し必要な規定を整備するとともに、給料表の号給の幅について見直しを行いたいので、この案を提出する。

第 81 号 議 案

敦賀市印鑑条例の一部改正の件

敦賀市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市印鑑条例の一部を改正する条例

敦賀市印鑑条例（昭和55年敦賀市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第24条を第25条とし、第20条から第23条までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第20条 第17条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）に、暗証番号その他必要な事項を自ら入力することにより印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

2 前項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請があったときは、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

提案理由

印鑑登録証明書の交付手続における利便性の向上を図るため、コンビニエンスストア等における個人番号カード等を利用した当該証明書の自動交付を可能としたいので、この案を提出する。

第 82 号 議 案

敦賀市手数料徴収条例の一部改正の件

敦賀市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市手数料徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市手数料徴収条例（昭和56年敦賀市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（多機能端末機による交付に係る手数料の特例）

2 令和6年3月1日から令和8年3月31日までの間、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下この項において「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は公的個人認証法第16条の2第1項に規定する移動端末設備（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより各種証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による交付を受けた場合にあっては、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

種類	金額
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事	1 通当たり 300円

項の全部若しくは一部を証明した書面の 交付手数料	
印鑑登録証明書交付手数料	1 通当たり 1 5 0 円
住民票又は戸籍の附票の写し交付手数料	1 通当たり 1 5 0 円
住民票記載事項証明書交付手数料	1 通当たり 1 5 0 円
所得証明書交付手数料	1 通当たり 1 5 0 円

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

提案理由

コンビニエンスストア等における個人番号カード等を利用した住民票等各種証明書の自動交付の利用を促進するため、一定期間において、自動交付に係る手数料の額を減額したいので、この案を提出する。

第 83 号 議 案

敦賀市環境保全条例の一部改正の件

敦賀市環境保全条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市環境保全条例の一部を改正する条例

敦賀市環境保全条例（昭和47年敦賀市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 事業者は、生活環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行う場合は、地域住民等へ当該事業等の説明を十分に行うとともに、自らの事業活動に伴って生活環境への被害に係る苦情が寄せられたときは、迅速かつ適切に処理するなど、地域住民等と常に良好な関係を築くように努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

北陸新幹線敦賀開業等により様々な事業者の参入が見込まれる中、生活環境へ影響を及ぼすおそれのある事業者に対し、地域住民等と良好な関係を築いていくために必要な規定を整備したいので、この案を提出する。

第 84 号 議 案

敦賀市市税賦課徴収条例の一部改正の件

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

敦賀市市税賦課徴収条例（昭和25年敦賀市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第171条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第152条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第152条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第153条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち

当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第153条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第154条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第155条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第172条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第172条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の敦賀市市税賦課徴収条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、産前産後期間における国民健康保険税の所得割額及び均等割額の免除に関し必要な規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 85 号 議 案

敦賀市公設地方卸売市場条例の一部改正の件

敦賀市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

敦賀市公設地方卸売市場条例（昭和59年敦賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「午前5時」を「午前6時」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

提案理由

敦賀市公設地方卸売市場における主要な売買取引の形態が、競り売りから相対取引に移行したことにより、早期開場の必要性が低下したため、本施設の開場時間を変更したいので、この案を提出する。

第 86 号 議 案

敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例の一部改正の件

敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市空き家等の適切な管理に関する条例（平成30年敦賀市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「法第7条」を「法第8条」に改め、同項第2号中「法第6条」を「法第7条」に改める。

第12条中「法第14条第1項から第10項まで及び第13項」を「法第22条第1項から第10項まで及び第15項」に、「法第14条第13項」を「法第22条第15項」に改める。

第13条第1項中「法第14条第3項」を「法第22条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるため、この案を提出する。

第 87 号 議 案

敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部改正の件

敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市条例第 号

敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

敦賀市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年敦賀市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「住居手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第28条を第29条とし、第10条から第27条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第10条 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして規程で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規程で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規程で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

人事院勧告等に伴い、在宅勤務等手当に関し必要な規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第 88 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀市駅前立体駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 敦賀市駅前立体駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称 タイムズグループ
代表者 タイムズ24株式会社
代表取締役 西川 光一
構成員 タイムズサービス株式会社
代表取締役 金子 新吾
- 3 指定管理者となる団体の所在地 東京都品川区西五反田2丁目20番
4号
- 4 指定期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

提案理由

敦賀市駅前立体駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

第 89 号 議 案

市道路線の廃止の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、
次の市道の路線を廃止する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

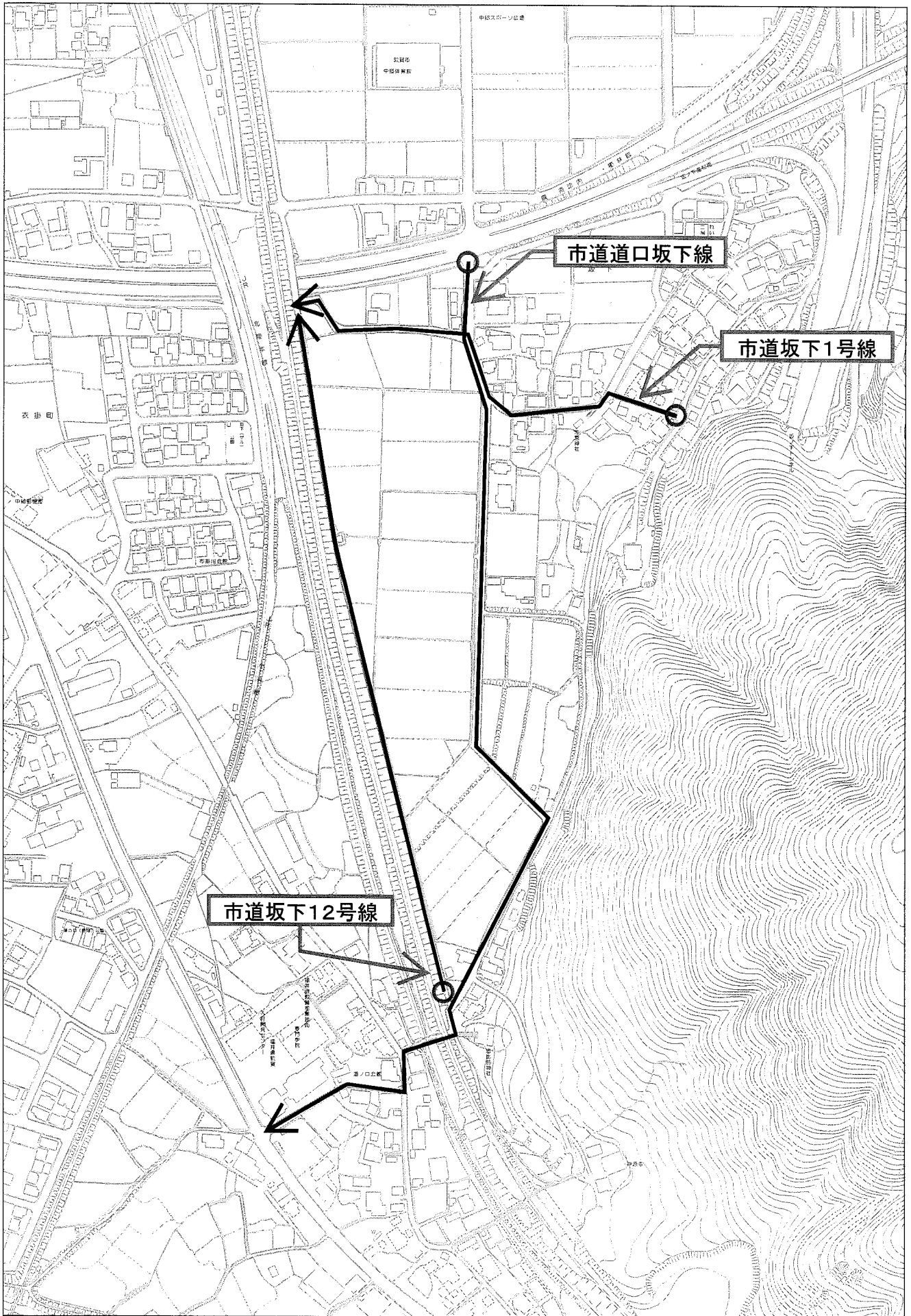
敦賀市長 米 澤 光 治

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅 員
316	坂下1号線	坂下20号 29番	坂下27号 1番1	m 359.4	m 3.6~8.5
1627	坂下12号線	道口40号 52番	坂下28号 6番2	m 572.1	m 2.9~4.1
1875	道口坂下線	道口15号 34番1	観音町 17番1	m 856.7	m 2.7~8.9

提案理由

北陸新幹線車両基地等の建設に伴い、市道の路線を廃止する必要がある
ので、この案を提出する。

平面図



第 90 号 議 案

市道路線の認定の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の路線を市道に認定する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

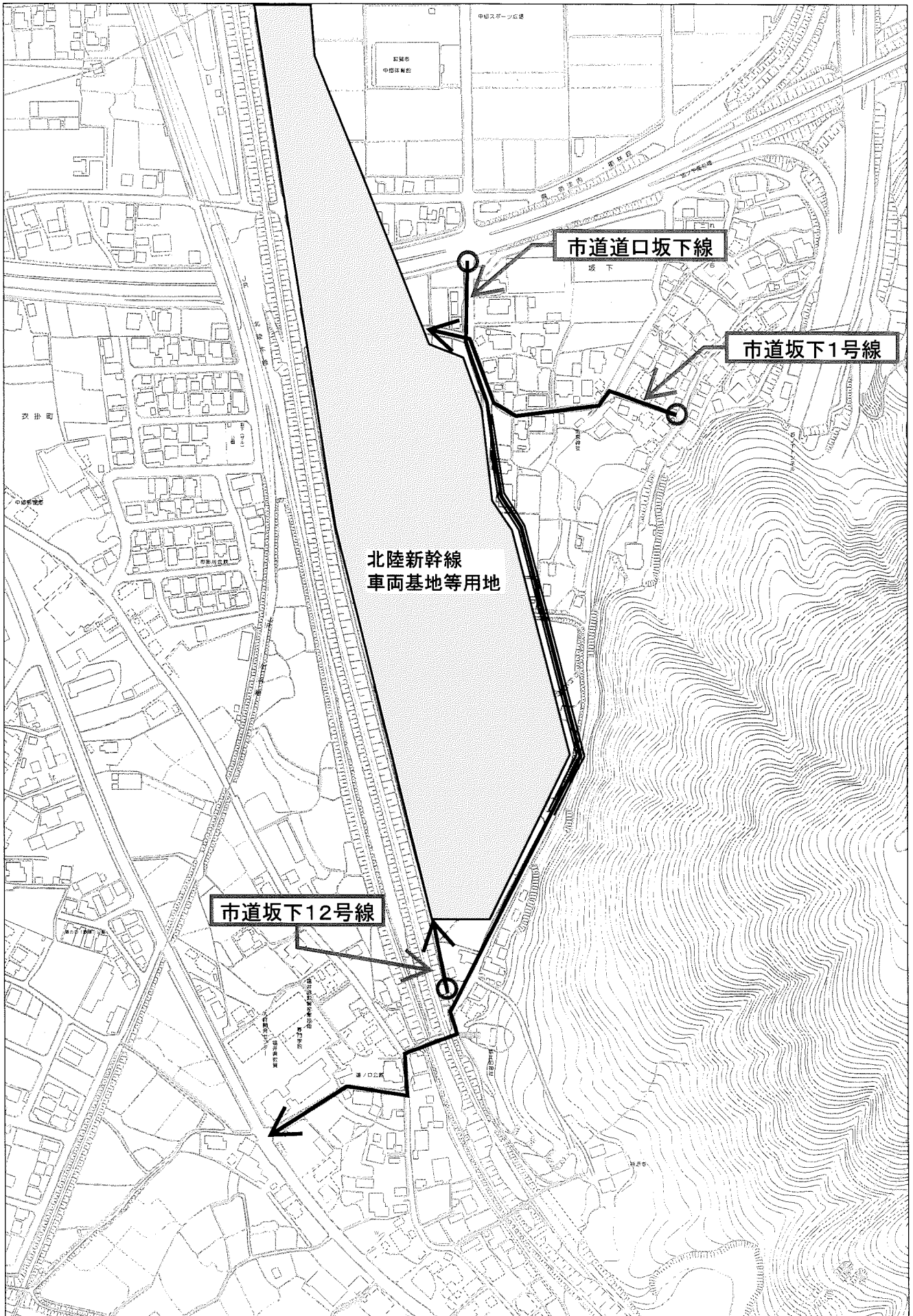
敦賀市長 米 澤 光 治

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅 員
3 1 6	坂下1号線	坂下20号 29番2	観音町 17番5	m 242.2	m 3.6~10.7
1 6 2 7	坂下12号線	道口40号 29番4	観音町 55番2	m 62.9	m 3.2~3.4
1 8 7 5	道口坂下線	道口15号 34番3	観音町 17番1	m 853.6	m 2.7~10.7

提案理由

北陸新幹線車両基地等の建設に伴い、路線を市道に認定する必要がある
ので、この案を提出する。

平面図



0 20 40 80メートル

1:4,000



第 91 号 議 案

新たに生じた土地の確認の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次の新たに生じた土地を確認する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

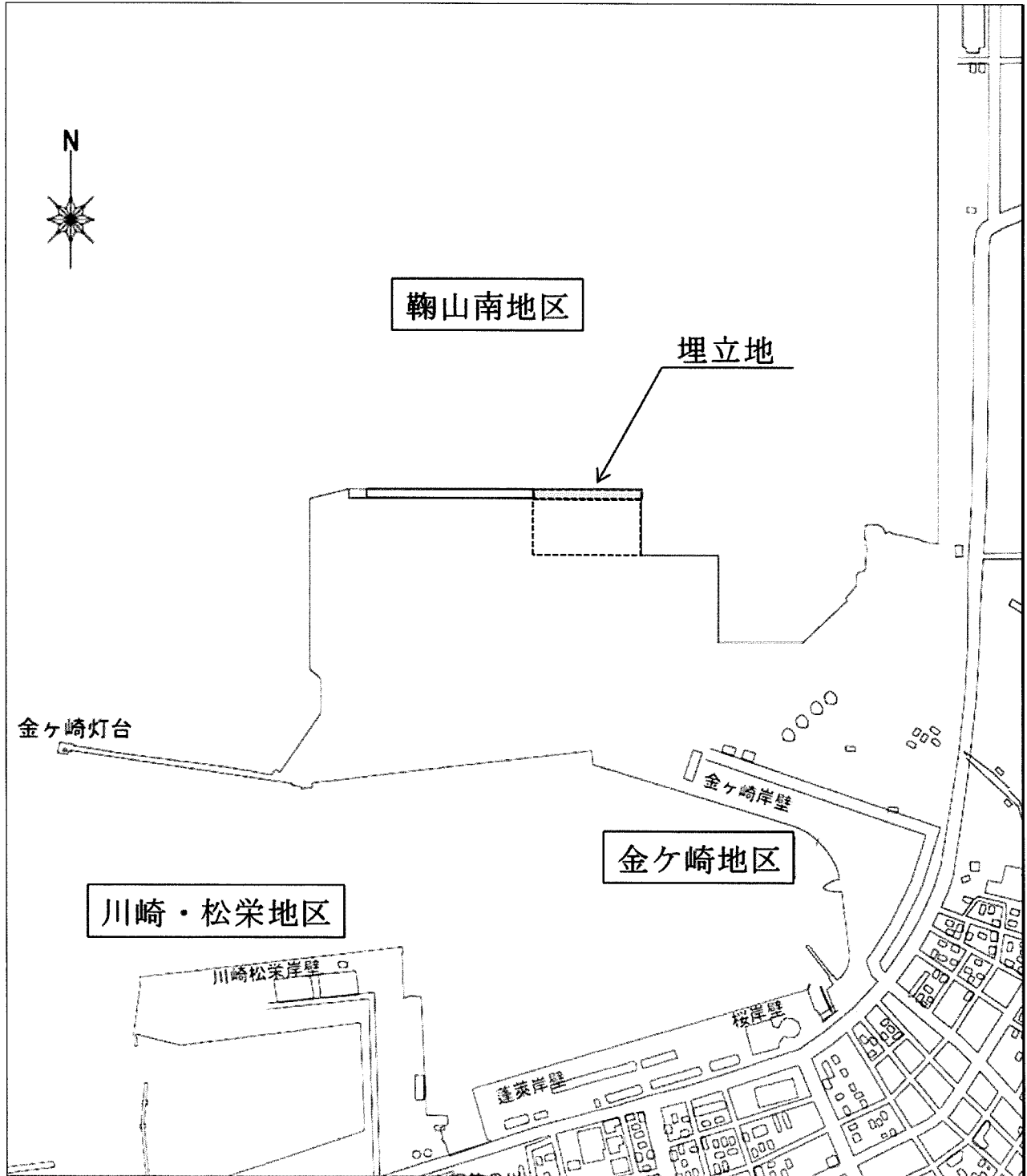
敦賀市金ヶ崎町 50 番及び 52 番の地先の公有水面埋立地 1, 181.88 平方メートル

提案理由

公有水面の埋立てにより新たに土地を生じたので、この案を提出する。

新たに生じた土地位置図

縮尺 : 1 : 10,000



第 92 号 議 案

字の区域の変更の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり字の区域を変更する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

次の区域を敦賀市金ヶ崎町 52 番に編入する。

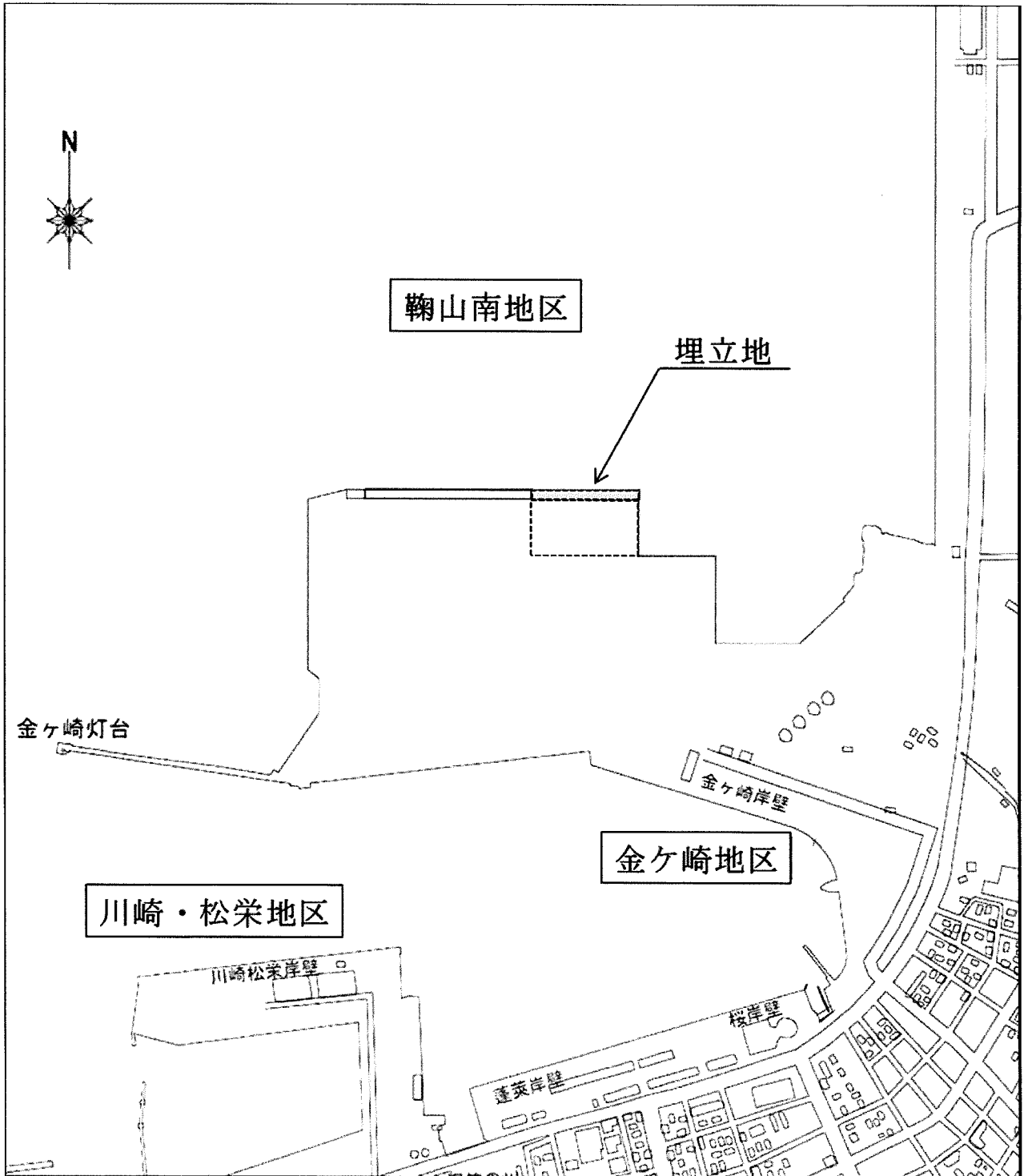
敦賀市金ヶ崎町 50 番及び 52 番の地先の公有水面埋立地 1, 181.88 平方メートル

提案理由

公有水面の埋立てによる新たに生じた土地の確認により、字の区域を変更したいので、この案を提出する。

区域概要図

縮尺 : 1 : 10,000



第 93 号 議 案

新たに生じた土地の確認の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次の新たに生じた土地を確認する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

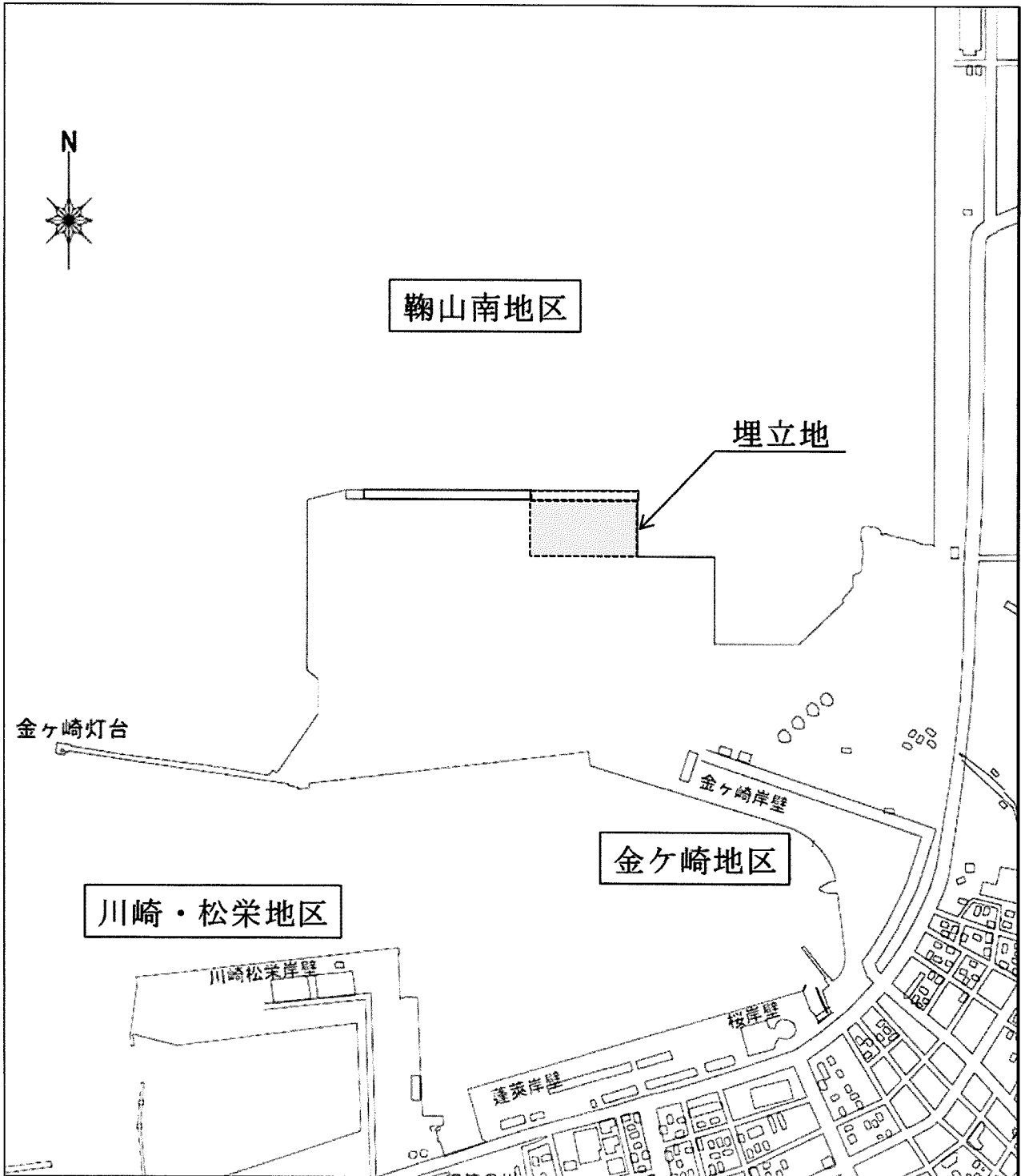
敦賀市金ヶ崎町 50 番の地先の公有水面埋立地 13, 430.41 平方メートル

提案理由

公有水面の埋立てにより新たに土地を生じたので、この案を提出する。

新たに生じた土地位置図

縮尺 : 1 : 10,000



第 94 号 議 案

字の区域の変更の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり字の区域を変更する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

次の区域を敦賀市金ヶ崎町 50 番に編入する。

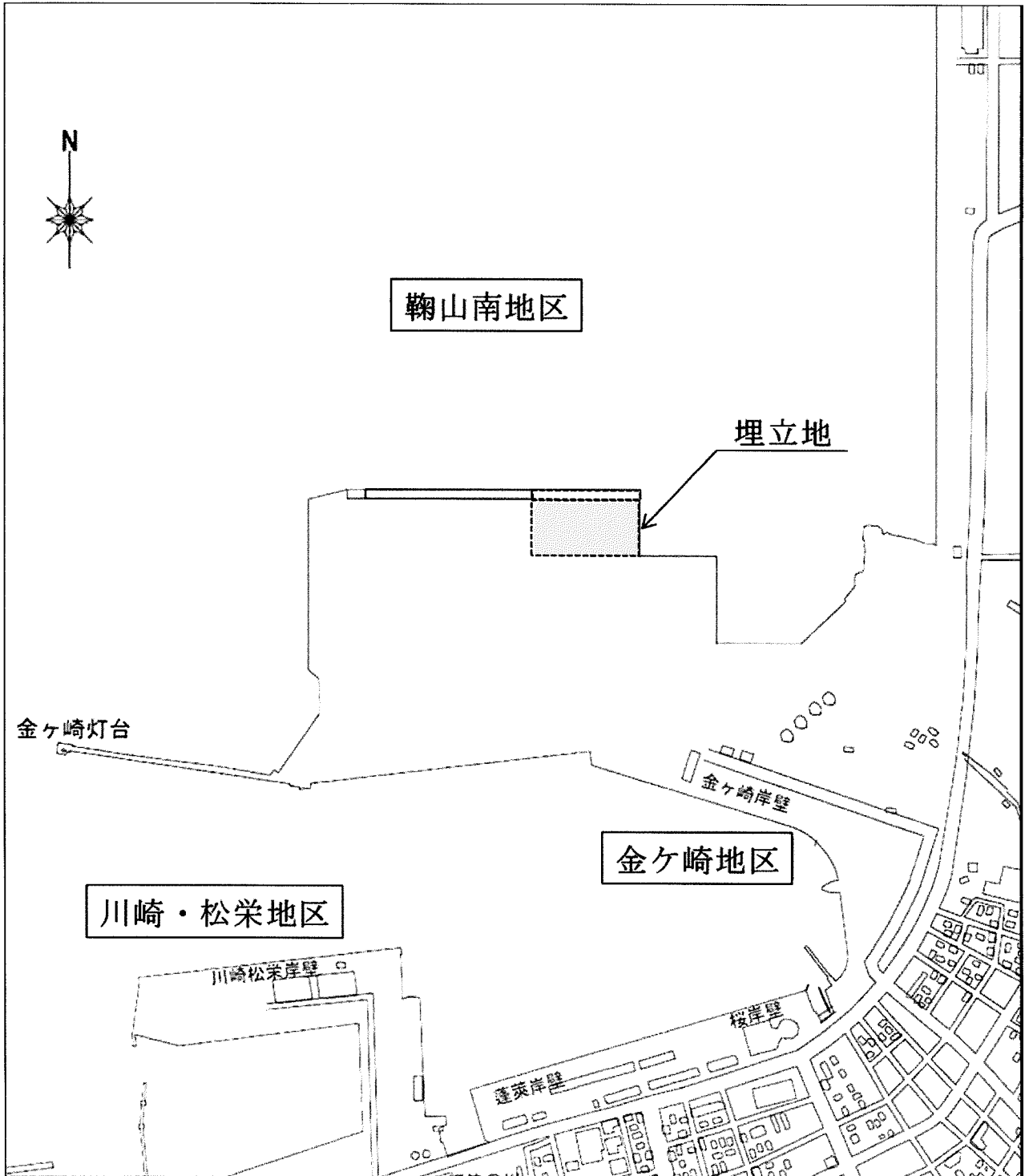
敦賀市金ヶ崎町 50 番の地先の公有水面埋立地 13, 430.41 平方メートル

提案理由

公有水面の埋立てによる新たに生じた土地の確認により、字の区域を変更したいので、この案を提出する。

区域概要図

縮尺 : 1 : 10,000



第 95 号 議 案

公有水面埋立てについての意見の件

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 42 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の公有水面の埋立てについて異議のない旨意見を述べたいので、同条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 出願人の住所及び名称並びに代表者の氏名
新潟県新潟市中央区美咲町一丁目 1 番 1 号
国土交通省北陸地方整備局
国土交通省北陸地方整備局長 遠 藤 仁 彦
- 2 埋立ての場所及び面積
福井県敦賀市金ヶ崎町 50 番及び 52 番の地先の公有水面 9,744.30 平方メートル
- 3 埋立地の用途
ふ頭用地

提案理由

公有水面の埋立ての意見を述べることについて、議会の議決を必要とするので、この案を提出する。

区域概要図

縮尺 : 1 : 10,000



第 96 号 議 案

公有水面埋立てについての意見の件

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の公有水面の埋立てについて異議のない旨意見を述べたいので、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

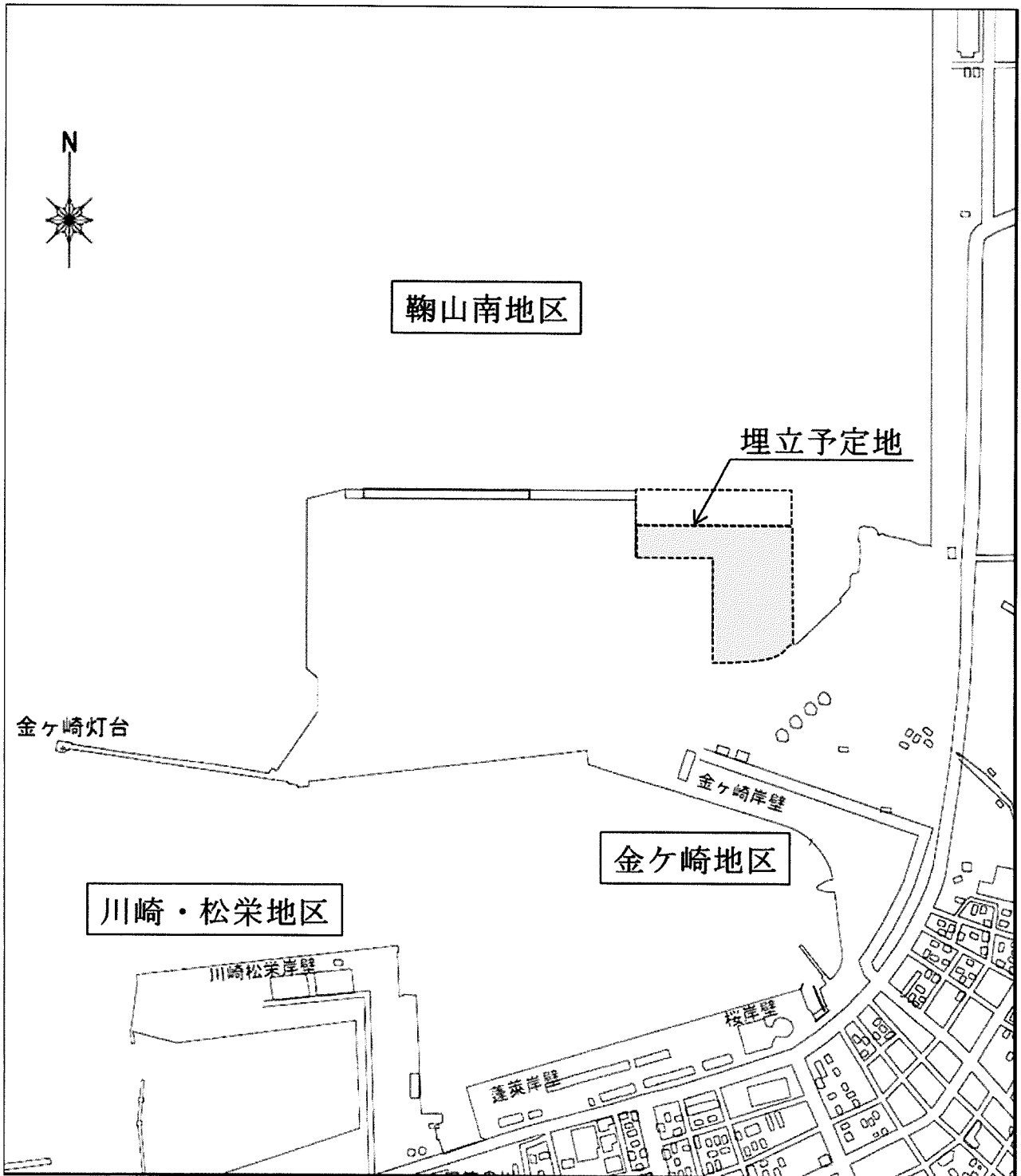
- 1 出願人の住所及び名称並びに代表者の氏名
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県
福井県知事 杉 本 達 治
- 2 埋立ての場所及び面積
福井県敦賀市金ヶ崎町50番及び55番の地先の公有水面33,920.93平方メートル
- 3 埋立地の用途
ふ頭用地

提案理由

公有水面の埋立ての意見を述べることについて、議会の議決を必要とするので、この案を提出する。

区域概要図

縮尺 : 1 : 10,000



第 97 号 議 案

敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（土木）請負契約変更の件

敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（土木）請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 契約の目的 敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（土木）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の内容 契約の金額
変更前 金 1, 317, 800, 000 円
変更後 金 1, 411, 970, 120 円
- 4 契約の相手方 道端組、安田建設、松山組特定建設工事共同企業体
代表者 福井県敦賀市新松島町 3 番 9 号
株式会社道端組 敦賀営業所
所長 栗 波 剛
構成員 福井県敦賀市津内 8 3 号 5 番地の 1
株式会社安田建設
代表取締役 安 田 泰 也
構成員 福井県敦賀市中 1 3 号 5 番地の 1
株式会社松山組

代表取締役 松 山 元 基

- 5 変 更 理 由 一部工事内容の変更及び敦賀市工事請負契約約款第
25条第6項（インフレスライド条項）の適用による
増額

提案理由

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第 98 号 議 案

敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（埋立処分棟建築）
請負契約変更の件

敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（埋立処分棟建築）請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 契約の目的 敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（埋立処分棟建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の内容 契約の金額
変更前 金 2, 398, 000, 000 円
変更後 金 2, 621, 925, 900 円
- 4 契約の相手方 (株)塩浜工業、濱田建設(株)、(株)谷口工務店、敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（埋立処分棟建築）特定建設工事共同企業体
代表者 福井県敦賀市観音町 1 2 番 1
株式会社塩浜工業
代表取締役 塩 浜 都 広
構成員 福井県敦賀市本町 2 丁目 8 番地の 3

濱田建設株式会社

代表取締役 浜 田 肇

構成員 福井県三方郡美浜町郷市第47号5番地の

1

株式会社谷口工務店

代表取締役 谷 口 直 利

- 5 変更理由 一部工事内容の変更及び敦賀市工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）の適用による増額

提案理由

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

第 99 号 議 案

敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）
請負契約変更の件

敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）請負契約を次のとおり変更して契約を締結する。

令和 5 年 11 月 28 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

- 1 契約の目的 敦賀市一般廃棄物最終処分場建設工事（浸出水処理施設）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の内容 契約の金額
変更前 金 393,800,000 円
変更後 金 409,022,261 円
- 4 契約の相手方 大阪府大阪市淀川区宮原 4 丁目 3 番 7 号
共和化工株式会社 大阪支店
支店長 河 野 吉 治
- 5 変更理由 一部工事内容の変更及び敦賀市工事請負契約約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の適用による増額

提案理由

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出する。

